

薬機発第 7955 号
令和 7 年 11 月 26 日

各都道府県薬務主管部(局)長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 藤原 康弘
(公 印 省 略)

令和7年度「革新的医療機器等相談承認申請支援事業」の実施について

標記について、別添写しのとおり別記の関係団体の長宛に通知しましたので、お知らせします。



薬機発第 7954 号
令和 7 年 11 月 26 日

別 記 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理 事 長 藤 原 康 弘
(公 印 省 略)

令和7年度「革新的医療機器等相談承認申請支援事業」の実施について

革新的医療機器又は革新的再生医療等製品等(以下「革新的医療機器等」という。)の創出については、中小・ベンチャー企業等が有望なシーズを発見したとしても、薬事承認の相談や申請にかかる手数料及び臨床試験にかかる諸費用をはじめとする膨大な初期投資が必要なことから、革新的医療機器等が上市しにくい状況となっております。

このことから中小・ベンチャー企業等の資金面の問題による実用化の遅れを防ぐため、薬事承認の相談及び申請にかかる財政負担の軽減を図ることを目的に、革新的医療機器等相談承認申請支援事業が実施されることになり、今般、別添(令和7年4月1日厚生労働省発医薬 0401 第 110 号「医薬品副作用等被害救済事務費等補助金(革新的医療機器等相談承認申請支援事業等)の国庫補助について」)のとおり交付要綱の一部が改正されました。

つきましては別紙手順書のとおり革新的医療機器等にかかる相談、承認・調査申請の手数料について、補助金の支給を行うこととしましたので、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

[別 記]

一般社団法人 日本医療機器産業連合会会長

一般社団法人 米国医療機器・IVD工業会会長

欧州ビジネス協会医療機器・IVD 委員会委員長

一般社団法人 再生医療イノベーションフォーラム代表理事会長

日本製薬工業協会会長

日本デジタルヘルス・アライアンス会長

AI 医療機器協議会会長

一般社団法人 日本医療ベンチャー協会理事長

一般社団法人 日本バイオテック協議会会長

一般社団法人 日本医療機器テクノロジー協会会長

一般社団法人 日本臨床検査薬協会会長

(別紙)

革新的医療機器等相談承認申請支援事業実施手順書

この手順書は、令和7年4月1日医薬発 0401 第 73 号厚生労働省医薬局長通知「革新的医療機器等相談承認申請支援事業等実施要綱について」の別紙「革新的医療機器等相談承認申請支援事業等実施要綱」に基づき、革新的医療機器等相談承認申請支援事業を実施するための手順等を定めたものである。

1. 補助の対象等

(1) 対象品目

相談申込時又は承認申請時において、次の①～③のいずれかに該当する品目であること。

- ① 先駆的医療機器・先駆的再生医療等製品・先駆的体外診断用医薬品(先駆け審査指定制度で指定された医療機器・再生医療等製品・体外診断用医薬品を含む。)又は優先的な審査等の対象品目に指定されたプログラム医療機器であること
- ② 希少疾病用医療機器・希少疾病用再生医療等製品・希少疾病用体外診断用医薬品であること
- ③ 「医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討会」で選定された医療機器・体外診断用医薬品(開発要請を受けた企業に限る)であること

(2) 対象企業

次のすべての要件を満たす企業。

- ① 中小企業であること(従業員数 300 人以下又は資本金3億円以下)
- ② 他の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと
- ③ 複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと
- ④ 前事業年度において、当期利益が計上されていない又は当期利益は計上されているが事業収益が2億円以下であること

- (注1) 上記1. (2)②及び③の「法人」について、ベンチャー・キャピタルなど投資事業組合等の取扱いについては、関連する法令・基準等の運用に準じて個別に判断します。
- (注2) 当期利益に関し、会計処理上、開発費について繰延資産として計上している場合は、仮に費用として処理した場合における当期利益相当額を参考とします。
- (注3) 前事業年度の決算において特別な事情等があり、直近2期における決算状況により判断する必要があると認められる場合には追って当該関連資料を提出いただき確認したうえで判断します。

(3) 対象手数料

① 相談手数料

対象品目に係る全ての区分の相談(レギュラトリーサイエンス戦略相談を除く)に係る手数料(ただし、取下げにより手数料の半額を還付した場合は対象外)

② 承認申請に係る手数料

対象品目の承認申請にあたり独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）へ納付した審査、信頼性調査（適合性書面調査／GCP調査）及びQMS／GCTP 適合性調査に係る手数料

(4) 補助率

上記1. (3) の手数料額の5割を補助する。（千円未満切り捨て）

2. 補助の方法

補助の対象となる企業が、補助の対象となる品目に係る相談の申込み又は承認申請を行うため機構に手数料を全額納付した後、当該企業からの請求に基づき、機構から補助金を対象企業に支給する。

3. 補助の期間

当該年度における補助金交付要綱の適用日（令和7年4月1日）から令和8年1月 31 日（必着）までに補助金の申請を受け付けたものを対象とし、かつ以下のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 令和7年2月1日から令和8年1月 31 日までに、上記1. (1) に掲げる対象品目に係る相談の申し込み又は承認申請を受け付けたもの。
- (2) 過去に補助金の交付決定を受けた相談又は承認申請のうち前年度の補助の申請締切日（令和7年1月 31 日）の翌日から令和8年1月 31 日までに追加で対象となる手数料（外国旅費を含む。）を納付したもの。

4. 補助対象の決定方法

相談申込又は承認申請順に、予算額（厚生労働省から交付決定された補助金の額）の範囲内で決定する。ただし、要件を満たす補助の申請の合計額が予算額を超過した場合かつ複数の補助の申請を行った企業があった場合は、各企業ができるだけ均等に補助の機会が得られるよう調整を行う。

5. 補助金の申請から支給までの流れ

(1) 補助金の申請

- ① 補助を希望する企業は、上記1. (1) に掲げる対象品目の相談又は承認申請に係る手数料を機構へ全額納付し、相談申込又は承認申請を行う。
- ② 補助金申請を、別紙様式1により、相談申込または承認申請と同時又は後日に行う。
補助金申請にあたっては、相談申込書又は承認申請書等対象となる申込・申請がわかる書類の写し、審査調査申請書の写し（承認申請に係る手数料の場合のみ）、機構に手数料を納付したことが証明できる書類の写しを添付すること。
この他に、上記1. (2) に該当するか否かを審査するため、次の書類を添付すること。
 - ・ 前事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告（写し）
 - ・ 法人税確定申告書別表第二（又は株主（出資者）名簿）（写し）
 - ・ 資本金が3億円を超える場合には、労働保険概算・確定保険料申告書又は給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書等、従業員数が確認できる書類（写し）

また、上記3. ②に係る補助金申請を行う場合は、当該交付決定書の写しを添付すること。

(2) 補助金の交付・不交付の決定

機構は、補助金の申請を受けた後、補助対象となるか否かを審査し、補助金の交付・不交付を決定し、補助金申請を行った企業に対し、別紙様式2により交付の決定又は不交付の決定を通知する。

(3) 補助金の請求

交付の決定を受けた企業は、期限内に、別紙様式3により、機構宛てに補助金の請求を行う。

(4) 補助金の支給

機構は、上記(3)の請求を行った企業に対し、補助分(上記1.(4))を支給する。

6. 補助金の支給時期

当該年度末までに補助金を支給する。

7. 補助金の支給停止、返還等

相談申込時又は承認申請時の次の申告内容に虚偽があることが判明した場合は、補助金の支給を取りやめ、若しくは補助金の返還を求め、公表する場合がある。

- 上記1.(1)に掲げる対象品目であること。
- 中小企業であること(従業員数 300 人以下又は資本金3億円以下)。
- 他の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。
- 複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。
- 前事業年度において、当該利益が計上されていない又は当該利益は計上されているが事業収益が2億円以下であること。

別紙様式 1 (補助金申請書)

革新的医療機器等相談承認申請支援事業に係る補助金申請書

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

当社は次のとおり革新的医療機器等相談承認申請支援事業の補助対象の要件に該当するので、必要書類を添付して補助金を申請いたします。

なお、この補助金の申請内容に虚偽があった場合は、補助金の支給の取止め、若しくは補助金の返還、公表される場合があることに同意いたします。

1. 対象品目 次に該当する革新的医療機器等である（□に「レ」を記入）
- ☐ 先駆的医療機器・先駆的再生医療等製品・先駆的体外診断用医薬品（先駆け審査指定制度で指定された医療機器・再生医療等製品・体外診断用医薬品を含む。）又は優先的な審査等の対象品目に指定されたプログラム医療機器であること
- ☐ 希少疾病用医療機器・希少疾病用再生医療等製品・希少疾病用体外診断用医薬品
- ☐ 「医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討会」で選定された医療機器・体外診断用医薬品（開発要請を受けた企業に限る）
2. 添付資料 次のとおりである（□に「レ」を記入）
- ☐ 前事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告（写し）
- ☐ 法人税確定申告書別表第二（又は株主（出資者）名簿）（写し）
- ☐ 資本金が3億円を超える場合には、労働保険概算・確定保険料申告書又は給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書等、従業員数が確認できる書類（写し）
- ☐ 機構に手数料を納付したことが証明できる書類（写し）
- ☐ 相談申込書又は承認申請書等対象となる申込・申請がわかる書類（写し）、審査調査申請書（写し）（承認申請に係る手数料の場合のみ）
- ☐ その他（ ）
3. 対象手数料 次のとおりである（該当する手数料の□に「レ」を記入の上、必要事項を記入）
- ☐ 相談手数料（被験物の名称及び識別記号： ）
相談名：
- ☐ 承認申請に係る手数料（販売名： ）
- ☐ 審査手数料 ☐ 信頼性調査（適合性書面調査／GCP 調査）手数料
- ☐ QMS／GCTP 適合性調査手数料 ※収入印紙で納めた国宛ての手数料は補助対象外です。
4. 手数料の納付額合計： 円 振込年月日：令和 年 月 日
- 振込名義： （フリガナ）

令和 年 月 日
住所（主たる事務所の所在地）

企業名

申請者（代表者）の氏名
担当者連絡先（電話、メールアドレス）
担当者氏名

革新的医療機器等相談承認申請支援事業

<他の補助金等受給状況に関する確認>

革新的医療機器等相談承認申請支援事業（以下「本事業」という。）の補助金と他の補助金等を合算して、補助対象額（相談手数料または審査・調査手数料）を上回って受け取ることはできません。

本事業の補助金の申請にあたっては、以下について回答してください。

1. 本事業の補助対象（相談手数料または審査・調査手数料）について、他の補助金等を受給した実績または受給する予定（応募前を含む）はありますか。

（□に「レ」を記入）

☐ 受給した実績または受給する予定（応募前を含む）はない。

☐ 受給した実績または受給する予定（応募前を含む）がある。

⇒2. にも回答してください。

2. 他の補助金等について記入してください。複数ある場合は、全て記入してください。

補助事業等の名称：

応募・採択状況：(1) 応募予定 (2) 応募済み (3) 採択済み (4) その他（ ）

補助事業等の実施期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

以下の資料を添付して提出してください。

- ・当該補助金等に採択されていることがわかる書類
- ・当該補助金等の使途・金額がわかる書類

【留意事項】

※「他の補助金等」とは、国、AMED 等の国経由のもの及び地方自治体等の補助金・助成金等を指します。

※今回本事業への補助金の申請を行う品目・被験物に係るもののみ記入してください。

令和 年 月 日

企業名

申請者（代表者）の氏名

担当者氏名

別紙様式 2（補助金交付決定書）

薬機発第 号
令和 年 月 日

革新的医療機器等相談承認申請支援事業に係る補助金交付（不交付）決定書

企業名

（申請者）

殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理 事 長 藤 原 康 弘

令和 年 月 日に申請のあった革新的医療機器等相談承認申請支援事業について、以下のとおり補助金の交付（不交付）を決定しましたので通知します。

1. 補助対象となる手数料

2. 補助金額

（交付が決定された場合）

この通知を受け取られましたら令和 年 月 日までに別紙様式 3（補助金交付請求書）のご提出をお願いいたします。

（提出先、お問い合わせ先）

○相談

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部 審査マネジメント課
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
電話（ダイヤルイン）03-3506-9556

○承認申請

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査業務部 業務第二課
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
電話（ダイヤルイン）03-3506-9509 Mail kiki-tetsuzuki@pmda.go.jp

別紙様式 3 (補助金交付請求書)

革新的医療機器等相談承認申請支援事業に係る補助金交付請求書

独立行政法人医薬品医療機器総合機構支払命令役 殿

令和 年 月 日付薬機発第 号で交付決定した革新的医療機器等相談承認申請支援事業に係る補助金について、以下のとおり請求いたします。

1. 請求額 _____ 円

2. 振込先

銀行	支店
預金種別 普通・当座	口座番号
口座名義	(フリガナ)

令和 年 月 日
住所 (主たる事務所の所在地)

企業名

申請者 (代表者) の氏名
担当者連絡先 (電話、メールアドレス)

担当者氏名

厚生労働省発医薬 0401 第 110 号
令和 7 年 4 月 1 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

厚生労働事務次官



医薬品副作用等被害救済事務費等補助金（革新的医療機器等相談承認申請支援事業等）の国庫補助について

標記国庫補助金の交付については、平成 29 年 3 月 28 日厚生労働省発薬生 0328 第 47 号本職通知により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

別 添

医薬品副作用等被害救済事務費等補助金 (革新的医療機器等相談承認申請支援事業等) 交付要綱

(通 則)

- 1 医薬品副作用等被害救済事務費等補助金(革新的医療機器等相談承認申請支援事業等)(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則

厚生省

(平成12年 令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

労働省

(交付の目的)

- 2 この補助金は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)が行う革新的医療機器等相談承認申請支援事業、軽微変更届出等の届出内容確認業務の体制整備事業、医療機器承認促進事業、小児用医療機器の承認申請支援事業、プログラム医療機器の実用化促進事業及びIMDRF(国際医療機器規制当局フォーラム)議長国開催・運営事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、令和7年4月1日医薬発0401第73号厚生労働省医薬局長通知「革新的医療機器等相談承認申請支援事業等実施要綱」に基づき機構が行う事業を交付対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、種目ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額と当該種目ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じる。
 - (3) (2)により算出された額を第1欄に定める区分ごとに合算した額の合

計額を交付額とする。

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補 助 率
革新的医療 機器等相談 承認申請支 援事業	事 業 費	10,757 千円	相談承認申請手数料 の半額相当の助成に 必要な経費	10/10 (※相談承認申 請手数料の1/2 相当)
軽微変更届 出等の届出 内容確認業 務の体制整 備事業	人 件 費	8,244 千円	機構の軽微変更届出 等の届出内容確認業 務の体制整備事業の 運営に必要な経費 (諸謝金(嘱託職 員))	10/10
	事 業 費	1,043 千円	機構の軽微変更届出 等の届出内容確認業 務の体制整備事業の 管理、運営事務に必 要な事務庁費(普通 庁費(消耗品費、会 議費、印刷製本費、 備品費等)、通信運 搬費、管理費、事務 所借料、厚生経費、 事務所清掃料))	10/10
医療機器承 認促進事業	人 件 費	8,244 千円	機構の医療機器承認 促進事業の運営に必 要な経費(諸謝金 (嘱託職員))	10/10
	事 業 費	1,043 千円	機構の医療機器承認 促進事業の管理、運	10/10

			営事務に必要な事務 庁費（普通庁費（消 耗品費、会議費、印 刷製本費、備品費 等）、通信運搬費、 管理費、事務所借 料、厚生経費、事務 所清掃料））	
小児用医療 機器の承認 申請支援事 業	事業費	15,949 千円	承認申請手数料の9 割相当の助成に必要 な経費	10/10 （※承認申請手 数料の9割相 当）
プログラム 医療機器の 実用化促進 事業	人件費	8,244 千円	機構のプログラム医 療機器の実用化促進 事業の運営に必要な 経費（諸謝金（嘱託 職員））	10/10
	事業費	1,043 千円	機構のプログラム医 療機器の実用化促進 事業の管理、運営事 務に必要な事務庁費 （普通庁費（消耗品 費、会議費、印刷製 本費、備品費等）、 通信運搬費、管理 費、事務所借料、厚 生経費、事務所清掃 料））	10/10
IMDRF(国際 医療機器規 制当局フォー ラム)議長 国開催・運	人件費	8,244 千円	機構のIMDRF(国際 医療機器規制当局フ ォーラム)議長国開 催・運営事業の運営 に必要な経費（諸謝	10/10

営事業			金（嘱託職員）	
	事業費	1,043 千円	機構のIMDRF(国際医療機器規制当局フォーラム)議長国開催・運営事業の管理、運営事務に必要な事務庁費（普通庁費（消耗品費、会議費、印刷製本費、備品費等）、通信運搬費、管理費、事務所借料、厚生経費、事務所清掃料）	10 / 10

（交付の条件）

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業に要する経費の配分の種目間変更（それぞれの配分額の低い額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。ただし、区分間の経費の配分の変更をしてはならない。
- （2）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （3）事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （4）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- （5）事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- （6）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- （7）厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- （8）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後に

においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第4により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

（申請手続）

- 6 この補助金の交付の申請は、別紙様式第1による申請書を毎年度5月31日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第2による変更申請書を毎年度1月31日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

- 8 国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（補助金の概算払）

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

- 10 この補助金の事業実績報告は、事業の完了した日から起算して1月を経過した日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月10

日のいずれか早い日までに別紙様式第3による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により、4、6、7及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。